

ご意見の内容と本市の考え方

○条例自体への反対意見

ご意見の内容	市の考え方
<p>改正健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例が一部施行されましたが、まだ受動喫煙防止の効果も経済的な影響も不明確な状況です。まずは、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の適切な運用を優先すべきと考えます。住民や事業者、市外からの来訪者等混乱をさけるためにも市町村で独自の条例を制定すべきではありません。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見12件</p> <p>(内訳・市内在住者0件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)13件 )</p>	<p>本市条例では、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例での規制内容(屋内)とは別に、屋外における受動喫煙、路上喫煙、ポイ捨ての防止に向けた取り組みを行うものとなっています。本条例の周知につきましては、混乱を招かないよう、分かりやすい周知啓発を行ってまいりたいと考えています。喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるよう公共の場での喫煙を一定規制するとともに公衆喫煙所を整備し、分煙社会をめざして望まない受動喫煙に配慮し、総合的な対策について検討をすすめてまいりたいと考えています。</p>

○屋外喫煙所の設置について

ご意見の内容	市の考え方
<p>本条例(案)では、第7条および第8条で「公共の場所および路上での喫煙禁止」をあげています。昨今の状況から「喫煙」に対して何らかの規制はやむを得ないことなのかと半ば諦めています。喫煙禁止区域を設けるのであれば「複数の」喫煙場所も設置していただきたいと思えます。他市でも同様の条例があり、「喫煙場所」は少なく狭いです。せっかく喫煙場所を設けてもこのような状況では、喫煙する人が集中し、かえって周辺の人たちが迷惑することになっています。</p> <p>そもそも行政(市)が様々な施策を行う場合は、その影響や効果について多方面からの検討と配慮が必要です。たばこを吸う人も吸わない人も同じ市民ですし、また私のように通勤や仕事で市外から訪れる人も沢山います。これらの人たちに行政としてある種の負担や協力を強いるには、一方的ではなく、双方に配慮した施策であってほしいと思えます。まして、たばこは合法商品であり、大人の嗜好品である限り、喫煙者の権利も認められた上で、路上喫煙禁止区域としつつも、一方で、たばこが吸えるスペースもしっかり設けることが公平な行政の姿勢だと思えます。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見10件</p> <p>(内訳・市内在住者0件、市内在勤者1件、市内事業者0件、利害関係者(市外)10件 )</p>	<p>屋外であったとしても、人が密集するエリアや不特定多数の方が利用する公共的なエリアには一定の対策が必要と考えております。</p> <p>本市条例では、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例での規制内容(屋内)とは別に、屋外における受動喫煙、路上喫煙、ポイ捨ての防止に向けた取り組みを行うものとなっています。</p> <p>喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるよう公共の場での喫煙を一定規制するとともに公衆喫煙所を整備し、分煙社会をめざして望まない受動喫煙に配慮し、喫煙所の設置等、総合的な対策について検討をすすめてまいりたいと考えています。</p>

○加熱式たばこについて

ご意見の内容	市の考え方
<p>加熱式たばこによる受動喫煙の健康影響について、厚生労働省は現時点においてエビデンスがないとの見解を示しています。また、屋外においては、たばこの煙は急速に拡散・希釈されるため、喫煙者の周囲の人が吸い込む煙の量は極めて微量であるといわれています。</p> <p>よって、路上喫煙の定義を「道路において、喫煙をすること(ただし、加熱式たばこを除く)をいう」に修正を求めます。また、公園等の屋外の公共の場所においては、加熱式たばこの使用をみとめていただくよう強く要望いたします。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見7件</p> <p>(内訳・市内在住者1件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)7件 )</p>	<p>いわゆる紙巻たばこの煙の中には従来から約5,300種類以上の化学物質が含まれていることが知られており、その中には多くの有害物質が確認されています。(出典:国立がん研究センター)</p> <p>また近年見受けられる「加熱式たばこ」についても、WHOが「まだ確実な推計はされていないが、間違いなく有害であり、規制の対象とすべきだ。」とし、従来の紙巻たばこと同じように規制が必要だとの見解を示しております。</p> <p>加熱式たばこにつきましては、国において、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことしており、現在のところ、たばこ事業法における「製造たばこ」に該当するとし、改正健康増進法でも規制の対象となっております。本条例案でも同様に規制の対象としております。</p>

○公共の場所の定義について

ご意見の内容	市の考え方
<p>条例原案においては規制を行う「公共の場所」を「市の庁舎、公園その他の規則で定める公共の用に供する場所」として定義されていますが、具体的にどこを指すのかが明確にされておりません。また、公園については、子どもが主に利用するような児童公園から、大人が憩いの場所として利用する都市公園まで様々であり、態様ごとに利用者が異なります。</p> <p>よって、規制を行う「公共の場所」については、条例原案のどの目的により、どのような基準でどの場所を定めるのかを明確にし、公園についてはその目的や基準、利用実態に基づき規制を行う場所を決めるべきと考えます。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見4件</p> <p>(内訳・市内在住者1件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)4件 )</p>	<p>「公共の場所」は、規則で規定する予定であり、原則、本市が設置、管理している施設と考えています。具体的には、市庁舎・公園以外に、公民館や運動場などを想定しています。各施設の使用状況や規模等を踏まえて、「公共の場所」の規定を検討していきます。</p>

○喫煙禁止区域の設定について

ご意見の内容	市の考え方
<p>羽衣駅など、人混み、交通が錯綜する駅前においては、一定の喫煙ルールをつくることに、私も賛同いたします。</p> <p>条例案では、公共の場所や路上にて、厳しく喫煙ルールを定められる一方で、喫煙者のためにも、そこには屋外喫煙場所を設置する内容になっていると理解しています。パランスのとれた施策であると思います。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見2件</p> <p>(内訳・市内在住者1件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)2件 )</p>	<p>羽衣駅につきましては、一日の乗降数も多く、JR羽衣線・南海本線・高師浜線が接続する高石市内での主要駅であると認識しております。</p> <p>現在周辺が開発中であることを考慮しながら、路上喫煙禁止エリアの指定、周辺の段階的な喫煙所の整備などを図ってまいりたいと考えております。</p>

○たばこ税に関すること

ご意見の内容	市の考え方
<p>高石市には年間約3億円のたばこ税が入っています。たばこ税が減り、市の財政への影響も大きいと思います。高石市における国や府を上回る条例制定については断固反対します。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見3件</p> <p>(内訳・市内在住者3件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)1件 )</p>	<p>市たばこ税は近年でも約3億円の歳入となっており、市にとって貴重な財源です。</p> <p>高石市としましては現在、受動喫煙・路上喫煙の防止やそれにかかわるポイ捨て等の対策にかかる条例制定を目指し、附属機関として高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を設置し、議論を進めてまいりました。</p> <p>屋外においても、喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるため、公共の場での喫煙を一定規制するとともに公衆喫煙所を整備し、分煙社会をめざして望まない受動喫煙に配慮し、総合的な対策について検討をすすめてまいりたいと考えています。</p>

○屋外での喫煙行為について

ご意見の内容	市の考え方
<p>屋外でのオープンな空間であれば、煙は希釈され受動喫煙の健康懸念はないように思います。それなのに敷地内も含めた公共の場所での一律全面禁煙は行き過ぎだと思えます。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見7件</p> <p>(内訳・市内在住者2件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)6件 )</p>	<p>屋外であったとしても、人が密集するエリアや不特定多数の方が利用する公共的なエリアには一定の対策が必要と考えております。</p> <p>分煙社会をめざして、望まない受動喫煙に対応するとともに、規制を行なうだけでなく、市内喫煙所の設置等、分煙社会をめざして、検討をすすめてまいりたいと考えます。</p>

○受動喫煙を外し、路上喫煙・喫煙マナー向上等を図るべき

ご意見の内容	市の考え方
<p>路上・公園等の屋外と、施設等の屋内では、たばこ煙の希釈や拡散の状況、市民等の密集度合い、たばこ煙の回避のしやすさ等が大きく異なります。また、受動喫煙による慢性疾患に関するリスクについては、説得力ある形で示されていません。</p> <p>さらに、改正健康増進法においても、大阪府受動喫煙防止条例においても、屋外における具体的な措置は記載されていないものと承知しております。</p> <p>一方で、路上における吸い殻のポイ捨てを防止するための喫煙マナー及び環境美化意識の向上に関する対策を講じる必要性については賛同いたします。</p> <p>よって、屋外については、受動喫煙防止を目的とするのではなく、市民等が多く集散する場所における喫煙マナーや環境美化意識の向上を目的とした路上喫煙対策としてルール化すべきと考えます。</p> <p>ほか、同様趣旨の意見4件</p> <p>(内訳・市内在住者1件、市内在勤者0件、市内事業者0件、利害関係者(市外)4件 )</p>	<p>本市としては、喫煙マナーだけでなく、屋内・外を問わず望まない受動喫煙による健康への悪影響の未然防止も含めて、分煙社会の推進を図ってまいりたいと考えております。</p>

○その他

ご意見の内容	市の考え方
<p>行政に対して、完全な受動喫煙防止が達成できるような措置を求め、それに協力します。 (市内事業者)</p>	<p>受動喫煙防止に関しましては、本市ホームページなど、多くのチャンネルを使い、周知・啓発に努めるとともに、市民の方々及び事業者の皆様と相互に連携を図りながら、対策を推進してまいりたいと考えています。</p>
<p>「望まない受動喫煙」という文言の「望まない」は不要です。望む人は誰もいないし、無くても意味は十分に伝わります。 (利害関係者(市外))</p>	<p>健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例においても「望まない受動喫煙」と表記されており、本条例案においても、同様の表現としています。</p>
<p>秋田県受動喫煙防止条例のように、「運動会、競技会等のスポーツ行事、展示会その他の屋外において多数の者の集合する催しを主催する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」を入れては。 (利害関係者(市外))</p>	<p>受動喫煙防止に関しましては、本市ホームページなど、多くのチャンネルを使い、周知・啓発に努めるとともに、市民の方々及び事業者の皆様と相互に連携を図りながら、対策を推進してまいりたいと考えています。 なお、イベント主催者に対しては、法及び本条例の趣旨から望まない受動喫煙の防止について、配慮するように努めていただきたいと思います。</p>
<p>大阪府受動喫煙防止条例によると第4条従業員を雇用する飲食店、従業員の労災適用、補助金対応第三章で罰則規定とあり、参考にしてみたい。 (市内在住者)</p>	<p>本市条例では、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例での規制内容とは別に、屋外における受動喫煙、路上喫煙、ポイ捨ての防止に向けた取り組みを行うものとなっています。</p>
<p>高石市条例(案)第10条是正に必要な指導とあるが、指導する人の資格要件を明確にして安全確保の保持が必要である。 (市内在住者)</p>	<p>路上喫煙禁止区域等での違反行為に対する指導につきまして、効果的かつ適切な方法を検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>私は喫煙者ですが、望まない受動喫煙を防止するという趣旨には賛成です。ルールとマナーを守って、吸わない方に配慮して喫煙したいと思っております。 そのために今自治体が行うべきことは、改正健康増進法や府の条例について府民、市民に対して広く周知啓発することではないでしょうか。府内の飲食店や府民の方々が、今後の規制の内容について認識・理解しているか、甚だ疑問です。 (利害関係者(市外))</p>	<p>受動喫煙防止に関しましては、本市ホームページなど、多くのチャンネルを使い、周知・啓発に努めるとともに、市民の方々及び事業者の皆様と相互に連携を図りながら、対策を推進してまいりたいと考えています。</p>
<p>条例(案)第2条(1)の「製造たばこ代用品」とはどのような物を指すのでしょうか？ 多くの方の行為を規制する以上、条例内容は、より具体的に、かつ、分かりやすい内容にしていただければ幸いです。 (市内在住者)</p>	<p>製造たばこ代用品は、製造たばこ以外のもの(大麻、麻薬等を除く)で喫煙用に供されるものと、たばこ事業法第38条第2項に定義されており、具体例としては葉巻などが挙げられます。</p>
<p>飲食関係、会社経営などさまざまな立場からもつとたばこを取り巻く現状や取り組みについて語り合っほしいです。 (利害関係者(市外))</p>	<p>今回の条例(案)策定に際しては、様々な意見を反映させるため、学識経験者等の各分野の有識者で構成される高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を設置し、委員会で議論を進めていただきました。</p>